

お元気ですか

南 恵子

です

日本共産党品川区議会議員 南恵子事務所 八潮5-12-65-503

区議団 e-mail info@jcp-shinagawa.com

ご相談はこちらへ
南恵子事務所
tel 3790-1523



大增税 から少しでも生活を守るために

障害者

寡婦

医療費

控除制度を活用できます

お気軽に相談にお出てください

5月23日に行った区長への「緊急要請」について先週号で報告しましたが、現在ある制度を活用して『障害者認定』を受ければ、税金の負担を軽くすることが出来ます。具体的な内容については5月27日付け赤旗日曜版に報道していますが、あらためて報告します。

障害者控除額(本人・配偶者・扶養親族とも)

	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者(重度、寝たきり)	40万円	30万円

同居する特別障害者の親(70歳以上)を扶養する場合の控除額

	所得税	住民税
老人扶養親族	48万円	38万円
同居老親等加算	10万円	7万円
同居特別障害者加算	35万円	23万円
特別障害者	40万円	30万円

大增税による負担増を
少しでも軽くしましょう。

医療費控除は、自分だけでなく家族の分も合算できます。1年間に支払った医療費から保険金などの給付額と10万円を引いた額が控除額です。

05年から老年者控除廃止したことに伴い、寡婦(夫)控除を使えるようになりました。所得125万円以下の方は住民税が非課税になります。

障害者控除を適用
介護状況が要介護4か5の方は、障害者控除の「認定」を受けられ口はずです。自治体によっては「寝たきり」に限るところもありますが、23区中17区でこの制度を活用しています。ところが品川区はさらに消極的で、「やらない」という姿勢です。自治体によってちがうのは不利益です。区長が「調べてみる」と発言しましたが、その後どのように検討されたのか注目です。

今年3月の予算委員会で、党議員団がこの問題を取り上げて質問しました。当時の担当部長は、「納税の公平という点からどの範囲を対象とするか、要介護4・5は基本的に異論はないと思う。」答弁していました。そうであるなら深刻な負担増の今こそ、早く対応すべきです。

寡婦(夫)控除や医療費控除も適用して税負担を軽くしよう